

「学力に関する証明書」を申請される方へ

※「学力に関する証明書」を申請前に必ずご一読ください。

○「学力に関する証明書」とは？

「学力に関する証明書」は教育職員免許状(以下「免許状」という。)を取得するにあたり、教育職員免許法の区分にもとづいて、修得した単位数を証明するものです。

「学力に関する証明書」は、入学時に所属学科で取得可能、または課程認定のある免許状についてのみ発行可能です。別の学校種、教科では発行できない場合がありますので、申請の前に、必要な証明書(学校種・教科・様式)を事前に[提出先](#)に確認してください。

○「学力に関する証明書」が必要な場合

「学力に関する証明書」が必要な場合は主に下記のとおりです。

- 現時点で
- ① 免許状取得要件を満たし、教育委員会に免許状の申請をおこなう
 - ② 免許状取得要件を満たしていないため、教育委員会で不足単位を確認する
 - ③ 免許状取得要件を満たしていないため、他大学等で不足単位を修得する

注意事項

*申請される適用免許法については、[提出先で求めている免許法を記入してください。](#)目的により異なりますのでご不明な場合は証明書の提出先へご確認ください。

適用される免許法	
新法 (現行法)	平成 28 年改正法
旧法	平成 10 年改正法
旧々法	昭和 63 年改正法
旧々々法	昭和 29 年改正法

旧法以前の入学生でも、在学中に未修得だった不足単位をこれから修得する場合や、別の学校種、教科の免許状をこれから新たに取得する場合は、原則、[新法が適用されます。適用される免許法は学力に関する証明書の提出先となる都道府県教育委員会等へご確認ください。](#)

*教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」）を証明する「学力に関する 証明書」は、在学した所属の教職課程の有無や入学年度に関係なく、発行することができます。

*副免の「学力に関する証明書」を申請する場合、主免として取得した免許状の「学力に関する証明書」も併せて申請が必要です。

【例】初等教育学科の卒業生が、中学校一種(英語)の免許状を取得するために、中学校一種(英語)の「学力に関する証明書」を申請する場合は、主免として取得した小学校一種の「学力に関する証明書」と、副免の中学校一種(英語)の「学力に関する証明書」の申請が必要。

*特別支援学校教諭の「学力に関する証明書」を申請する場合は、主免の「学力に関する証明書」の申請は不要です。

*「卒業証明書」「成績証明書」では免許状申請はできません。

*「学力に関する証明書」は免許状を取得したことを証明するものではありません。教員免許を取得されていることの証明 や、免許状を紛失された場合などは、免許状を申請した各都道府県教育委員会に「教育職員免許状授与証明書」をご請求ください。